

# 厚木市公共施設最適化基本計画 改定概要

## 1 改定の趣旨

本市では、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に、平成 27（2015）年に「公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。また、現在は、基本計画に定める施設について、今後の具体的な対応方針を定める「公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）」の令和 3（2021）年度中の策定に向け、検討を進めています。

個別施設計画の策定に当たり、上位計画である基本計画への位置付けや現行の内容修正が必要な項目があるほか、基本計画策定以降の国の取組を踏まえ、基本計画の改定を行うものです。

## 2 国の取組

### (1) 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂

（平成 30（2018）年 2 月 27 日付け総財務第 28 号自治財政局財務調査課長通知）

→平成 26（2014）年 4 月に国が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」について、地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し充実させていくため、改訂を行い、総合管理計画に記載すべき事項として、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等を追加しました。

### (2) 令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

（令和 3（2021）年 1 月 26 日付け総財務第 6 号自治財政局財務調査課長通知）

→多くの地方公共団体で既に策定済みとなっている総合管理計画について、令和 3（2021）年度中に個別施設計画の内容を反映した見直しを行うことが重要である旨を地方公共団体へ周知しました。

## 3 主な改定項目

(1) 新たに基本計画に位置付ける項目	(2) 基本計画の内容を修正する項目
ア これまでの取組による効果	ア 公共建築物の最適化に関する目標
イ 目標耐用年数の設定	イ 取組ごとの目標額
ウ 更新時期の設定	ウ 各施設の維持管理費/利用者数
エ 防災・減災機能の強化に向けた実施方針	エ 各類型の課題/今後の方向性
オ カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針	オ 公共施設最適化実現への短期的取組
カ ユニバーサルデザインの実施方針	カ フォローアップの実施体制

## 4 改定の内容

### (1) 新たに基本計画に位置付ける項目

#### ア これまでの取組による効果（基本計画 P 27）

平成 27（2015）年度から現在までの期間における複合化、集約化等の取組の効果を明確にするため、次のとおり位置付けます。

公共建築物に関する不足財源解消のための取組のうち、これまで行ってきた施設の複合化・集約化や民間活力の導入などの取組の効果を次に示します。

保健センターと総合福祉センターの複合化や、もみじ保育所・厚木保育所の民営化、郷土資料館・郷土資料収蔵庫・荻野埋蔵文化財展示・収蔵室の集約化などを実施した結果、これらの施設の床面積の合計 6,242.14 m<sup>2</sup>を削減し、また、これらの施設を耐用年数まで利用した場合の更新費用、約 22 億円を削減することができました。

表：これまでの取組による効果

No.	施設名	実施年度	床面積	効果額（更新費用（除却含む。））
1	保健センター （総合福祉センターと複合化）	平成 29 （2017）年度	3111.71 m <sup>2</sup>	10 億 8,909 万円
2	老人福祉センター寿荘 （厚木シティプラザ内へ移転）	平成 27 （2015）年度	872.55 m <sup>2</sup>	3 億 539 万円
3	もみじ保育所 （民営化）	平成 27 （2015）年度	739.43 m <sup>2</sup>	2 億 5,880 万円
4	厚木保育所 （民営化）	平成 30 （2018）年度	940.87 m <sup>2</sup>	3 億 2,930 万円
5	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室 （あつぎ郷土博物館として集約 化・移転整備）	令和元 （2019）年度	577.58 m <sup>2</sup>	2 億 215 万円
合計			6,242.14 m <sup>2</sup>	21 億 8,473 万円

## イ 目標耐用年数の設定（基本計画 P 28 ページ）

本市の公共建築物の目標耐用年数については、平成 23（2011）年 10 月に策定した「公共建築物の長期維持管理計画基本方針」において、構造躯体の寿命を建築物の寿命とし、構造を問わず原則として 60 年としています。昭和 47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の建築物については、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である 80 年にする。ことで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化につなげるため、目標耐用年数を見直しました。

また、耐火構造の市営住宅については、公営住宅法施行令において、耐用年限が 70 年と規定されていることから、目標耐用年数を見直しました。

こうした見直しに基づき設定する目標耐用年数について、本計画に次のとおり位置付けます。

※ 鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の目標耐用年数を 80 年とする根拠

日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50 年から 80 年とされています。また、「建築工事標準仕様書（JASS5・鉄筋コンクリート工事）」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は 65 年、供用限界期間は 100 年とされています。

本市の公共建築物は、日本建築学会が示す普通又は標準品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である 80 年とするものです。

日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50年から80年とされています。また、「建築工事標準仕様書（JASS5・鉄筋コンクリート工事）」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は65年、供用限界期間は100年とされています。

こうしたことを踏まえ、本市の公共建築物の目標耐用年数については、構造を問わず原則として60年としていました。

しかし、本市の公共建築物は、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備していることから、築60年で更新を行った場合、令和18（2036）年度から更新時期が集中します。

そこで、昭和47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建築物については、普通（標準）品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年にする事で、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとします。

また、耐火構造の市営住宅については、公営住宅法施行令において耐用年限が70年と規定されています。

このことから、構造種別に応じた目標耐用年数を次のとおり設定します。

表：構造種別に応じた目標耐用年数の設定

構造種別	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
鉄筋 コンクリート造 (RC造)	昭和46（1971）年以前に建築された建築物	昭和46（1971）年の建築基準法改正前のRC造は、経済性等の観点から総合的に判断し、長寿命化に適さないため	60年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物 ※躯体の詳細調査及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件とする。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の鉄筋コンクリート造は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため	80年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物で、 長寿命化の判断基準であるコンクリートの圧縮強度*が13.5N/m㎡未満の建築物	文部科学省策定「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」で、おおむね13.5N/m㎡未満のいわゆる低強度コンクリート建築物については、長寿命化に適さないとされているため	60年
鉄骨造 (S造)	重量鉄骨の建築物 ※計画的な12条点検及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件とする。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の重量鉄骨は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため	80年
	軽量鉄骨の建築物	—	60年
木造 (W造)	—	—	60年

表：関連法令に応じた目標耐用年数の設定

関連法令	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
公営住宅法 施行令	市営住宅（耐火構造の建築物）	公営住宅法施行令第13条で定める公営住宅の耐用年限は、耐火構造の住宅で70年とされているため	70年

## ウ 更新時期の設定（基本計画 P 29）

本市の公共建築物の更新時期については、これまで基本計画への位置付けはありませんでしたが、計画的な更新を推進するためには、更新時期の設定が必要であることから、更新時期の設定についての考え方を次のとおり位置付けます。

公共建築物の更新時期については、原則、目標耐用年数を更新時期とします。

ただし、施設ごとに実施する老朽化状況の評価結果を始め、施設の立地環境（借地、交通環境等）や施設の機能面での課題点などを踏まえ、施設の実情に即した更新時期を設定します。また、施設の適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で施設の更新時期を設定する場合があります。

## エ 防災・減災機能の強化に向けた実施方針（基本計画 P 29）

昨今における激甚災害の発生リスクの高まりに伴い、公共建築物における防災・減災機能の強化に向けた考え方を次のとおり位置付けます。

本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する公共施設が被災するリスクは高まっています。このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靱化地域計画」に従った事業の実施を進めます。

## オ カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針（基本計画 P 29）

地球温暖化問題に関する国内外の動向を踏まえ、地球温暖化防止の推進を図るため、公共建築物における二酸化炭素排出量の削減に向けた考え方を次のとおり位置付けます。

本市では、令和3年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、設備更新時に他施設と同時に実施し、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図る事業手法を採用するなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に従った事業の実施を進めます。

## カ ユニバーサルデザインの実施方針（基本計画 P 30）

国の要請に基づき公共建築物におけるユニバーサルデザインの推進に対する考え方を次のとおり位置付けます。

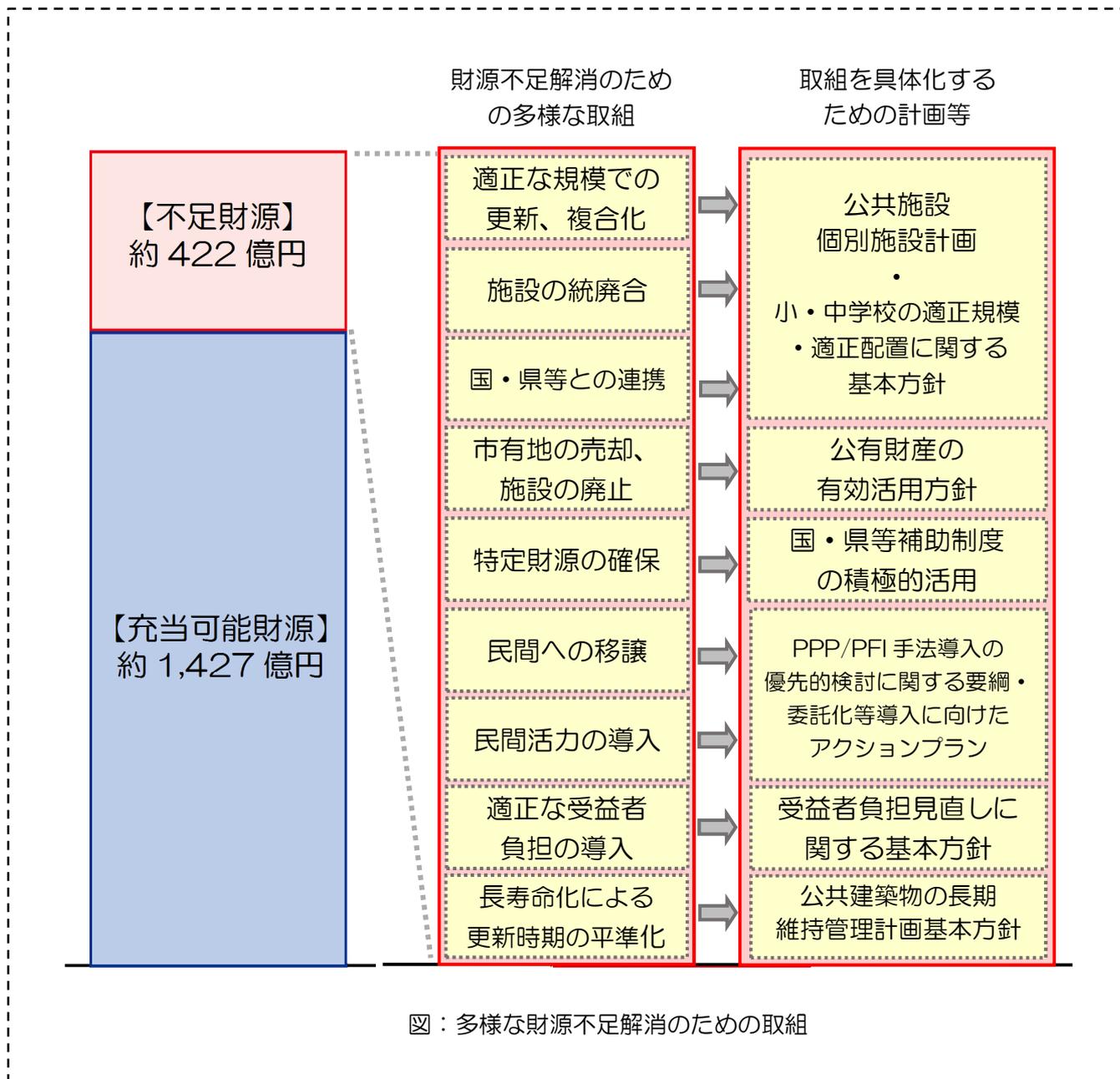
### ○ユニバーサルデザインの実施方針

公共建築物の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29（2017）年 2 月決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。

## (2) 基本計画の内容を修正する項目

### ア 公共建築物の最適化に関する目標（基本計画 P 21）

本計画に位置付ける公共建築物の最適化に関する目標約 422 億円（年間約 10.5 億円）の財源不足解消のための多様な取組の一つとして、長寿命化による更新時期の平準化を位置付けるとともに、各取組を具体化するための計画等を示すため、次のとおり修正します。



## イ 取組ごとの目標額（基本計画 P 26）

本計画に位置付ける公共建築物の最適化に関する目標約 422 億円（年間約 10.5 億円）の財源不足解消のための多様な取組の一つとして、長寿命化による更新時期の平準化を位置付けることに伴い、各取組ごとの目標額を示すため、次のとおり修正します。



### ウ 各施設の維持管理費／利用者数の時点修正（基本計画 P 42～P 122）

本計画に位置付ける施設ごとの維持管理費、利用者数について、直近の令和元年度実績を基準に時点修正します。

表：〇〇施設の利用者数

年度	〇〇（施設名）	〇〇（施設名）
平成 30（2018）年度		
令和元（2019）年度		

表：〇〇施設の維持管理費等

No	名称	維持管理費 （千円）	市民 1 人当たり コスト（円）	利用者 1 人当たり コスト（円）
1	〇〇（施設名）			
2	〇〇（施設名）			
合計				
平均				

### エ 施設類型ごとの課題／今後の方向性（基本計画 P44 から P122 ページまで）

本計画に位置付ける施設類型ごとの課題及び今後の方向性について、改めて整理し、修正します。

本概要では、施設類型ごとの課題及び今後の方向性を抜粋してお示しします。具体的な記載内容については、P10 から P22 までのとおりです。

## 1 医療施設

課題	<p>厚木市、愛川町、清川村のエリアには3次医療を担う医療機関や、救急救命センター、周産期母子医療センターなどの地域の拠点病院はありません。</p> <p>また、エリア内には14病院があり、厚木市立病院を含めた7つの救急告示病院（救急指定病院）で地域の救急医療を担っていることから、機能を確保する必要があります。</p> <p>メジカルセンター及び厚木市立病院は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>医療施設であるメジカルセンター及び厚木市立病院は、市民生活に不可欠な医療を担う中核的な施設です。そのため、メジカルセンターは、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>厚木市立病院は、平成29（2017）年度に病院の建て替えが完了しました。今後は災害拠点病院としての機能を確保するために、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、近年の台風や集中豪雨などの被害を踏まえ、厚木市立病院の浸水対策を講じます。</p>

## 2 小・中学校

課題	<p>市内の小・中学校は、昭和 50 年代に建てられた校舎が多く、築 30 年を経過する小学校が 21 校、中学校が 13 校あり、36 校のうち、9 割以上に当たる 34 校が築 30 年を超えており、外壁や屋上、設備の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。また、令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で、目標耐用年数を 60 年とする校舎等の更新時期を迎えます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた予防保全型の維持管理や計画的な施設整備が必要です。</p> <p>また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していく必要があります。</p> <p>一方、市中心部の小・中学校では、集合住宅の建設等に伴い児童・生徒数が増加傾向にあることから、教室の確保など適切な対応が必要です。</p>
今後の方向性	<p>小・中学校は、義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設です。こうしたことから、小・中学校は、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。</p> <p>また、校舎等の建て替えに当たっては、児童・生徒数の状況を踏まえた適正規模による整備を行うとともに、小中一体型の施設整備についても検討を行います。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>なお、小・中学校については、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた適正規模・適正配置の方策を検討します。</p> <p>※ 小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針…学校規模の適正化により、小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るための考え方や方策を定めた方針。方針では、「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を学校規模の適正化の方策として位置付けています。</p>

### 3 学校給食センター

課題	<p>現行の北部・南部学校給食センターは、築 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、両センターの建設後、平成 21（2009）年度に文部科学省が策定した「学校給食衛生管理基準」に適合した施設整備が必要となります。</p> <p>南部学校給食センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>学校給食センターは、安心して安全な給食を継続的に提供するため、今後も機能を継続します。</p> <p>平成 28（2016）年度に策定した「学校給食施設の整備方針」に基づき、中学校給食（市内全中学校 13 校）を担う新たな学校給食センターを令和 4 年度中の供用開始に向け P F I 方式により整備します。また、新たな学校給食センターの整備に伴い、北部学校給食センターは廃止を予定していますが、既存施設の有効活用等について検討します。</p> <p>なお、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和 3 年 8 月）」の策定を踏まえ、「学校給食施設の整備方針」の見直しを行います。</p>

## 4 市営住宅

課題	<p>市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、神奈川県と連携しながら、より住宅困窮度が高い世帯に対し、的確な供給・管理体制を構築する必要があります。</p> <p>市営住宅は、16 施設のうち、築 20 年を経過する施設が 10 施設あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、入居者の快適な生活を確保するためにも、居住水準や居住環境の向上への取組も求められます。</p> <p>このほか、施設の維持管理経費の削減に向けた効率的な維持管理手法を検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、今後も必要な機能を継続します。</p> <p>「市営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全型の維持管理を実施するほか、必要に応じて入居者の状況を踏まえた居住環境に関する改善（高齢化に伴うバリアフリー化等）についても検討します。</p> <p>また、賃貸住宅の供給を行っている民間事業者は、建設から運営までのそれぞれの段階において様々なノウハウを有していることから、民間活力の導入についても検討します。</p> <p>建て替えに当たっては、ユニバーサルデザインなどに配慮するとともに、地域に求められる機能を併せて検討します。</p>

## 5 駐車場・自転車等駐車場

課題	<p>自転車等駐車場については、各施設の利用状況や民間施設の収容状況を始め、利用者ニーズ等を踏まえた適切な維持管理・運営及び駐車台数の確保に取り組む必要があります。</p>
今後の方向性	<p>自転車等駐車場は、駅周辺における交通の利便性を確保するための施設であり、また、駅周辺の放置自転車対策の役割を担う施設として今後も機能を継続します。</p> <p>維持管理については、計画的な予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、利用者ニーズを踏まえた管理手法を検討します。</p> <p>また、利用者の動向や駅周辺における民間施設の収容状況等を的確に把握し、新たに駐車台数の確保が必要な場合には、民間活力の活用を視野に入れ、交通事業者と連携を図りながら、効率的な取組を検討します。</p> <p>なお、中町1丁目第1自転車等駐車場については、中町第2-2地区周辺整備事業に伴い、令和3年4月をもって供用終了し、令和3年5月から供用を開始した本厚木駅南口自転車等駐車場に機能を移転しました。</p>

## 6 生涯学習施設

課題	<p>文化会館は、建物の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれており、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。また、各種設備についても老朽化が進んでいることから、適切に更新する必要があります。</p> <p>厚木シティプラザは、供用廃止が予定されていますが、躯体や設備の維持管理について、適切に取り組む必要があります。</p> <p>七沢自然ふれあいセンターは、計画的な施設の長寿命化を図るほか、今後の管理運営方法について検討する必要があります。</p> <p>アミューあつぎは、整備が予定される中町第2 - 2地区複合施設との連携を図る必要があります。</p> <p>情報プラザは、施設の利用者数が減少傾向にあるほか、周辺に駐車場を確保することが困難な状況にあります。</p>
今後の方向性	<p>生涯学習施設は、市民の学習や文化芸術などの活動拠点として、今後も必要な機能を継続します。また、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、文化会館は、PFI方式により長寿命化改修を実施します。</p> <p>厚木シティプラザは、中町第2 - 2地区に整備する図書館、(仮称)未来館、市庁舎、消防本部等からなる複合施設を整備するための方針「複合施設等整備基本計画」に基づき、現在の中央図書館及び子ども科学館の機能を移転し、建物を除却します。</p> <p>七沢自然ふれあいセンターは、民間活力を活用した効果的かつ効率的な施設運営の手法を検討します。</p> <p>情報プラザは、現在提供している機能(サービス)の必要性等について改めて検証し、施設の在り方を検討します。</p>

## 7 公民館

課題	<p>公民館は、1分館を含む16館のうち、築20年を経過する公民館が12館（厚木北、睦合南、愛甲、睦合北、上荻野、相川、小鮎、依知北、緑ヶ丘、玉川、南毛利、森の里）あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、機能面での課題がある施設については、その対応が求められています。</p>
今後の方向性	<p>公民館は、社会教育法に基づく地域住民の学習の場であるほか、併設する地区市民センターでの住民票等の交付に加え、地域要望をお聴きするなど、地域に密着した施設であることから、今後も機能を継続します。</p> <p>また、公民館は、地域コミュニティづくりの拠点であるほか、災害時における避難所でもあることから、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。</p> <p>機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

## 8 スポーツ施設

課題	<p>スポーツ施設は、各施設の利用状況を始め、老朽化や立地状況等を踏まえて、施設整備を行う必要があります。また、スポーツ広場や青少年広場については、民有地を借地し、地元住民が維持管理を行っており、施設拡充に関する要望も多いことから、施設の存続・拡充についても検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>スポーツ施設は、市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を提供する施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>また、スポーツ施設については、「第2次スポーツ推進計画」に基づき、既存施設の機能を維持・向上させながら、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。</p> <p>なお、厚木野球場及び水泳プールの跡地利用については、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。</p> <p>ふれあいプラザについては、令和5年度中の供用開始に向け、PFI方式により再整備を行います。</p>

## 9 文化財施設

課題	<p>あつぎ郷土博物館については、適切な維持管理とコストの削減を図るための管理運営手法を検討する必要があります。</p> <p>また、平成 10（1998）年に寄贈を受けた古民家岸邸は、明治 24（1891）年に建設された建物であることから、将来にわたり郷土に伝わる貴重な文化遺産の保存と活用を図るために、適切に維持管理することが必要となります。</p>
今後の方向性	<p>文化財施設は、市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいく施設として、今後も必要な機能を継続します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、あつぎ郷土博物館については、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。</p> <p>古民家岸邸は、市指定文化財のため、長期的に保存できるよう、適切な維持管理を行います。</p>

## 10 庁舎等施設

課題	<p>庁舎等施設のうち、厚木市斎場以外の施設は、築 20 年を経過しています。また、建設から築 40 年を経過した施設が 6 施設（中町 1 丁目建物、市庁舎、戦没者慰霊堂、旧依知公民館、旧荻野公民館、道路補修事務所）あることから、施設の計画的な長寿命化や施設の建て替えについて検討を進める必要があります。</p> <p>なお、普通財産として管理している施設については、今後の在り方について検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>庁舎等施設は、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。</p> <p>また、築 40 年が経過し、普通財産として管理している中町 1 丁目建物、旧依知公民館、旧荻野公民館については、今後の方向性を検討します。</p> <p>市庁舎は、「複合施設等整備基本計画」に基づき、図書館、（仮称）未来館、市庁舎、消防本部等で構成する複合施設として整備を進めます。</p>

## 11 老人憩の家

課題	<p>老人憩の家は、今後、施設利用の対象者である市民の人口が減少することが見込まれます。</p> <p>平成 20（2008）年度には、厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けていますが、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。</p> <p>昭和 40 年代から 50 年代に建設された施設については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>さらに、愛名老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>老人憩の家は、高齢者の生きがいづくりを支援し、世代間交流や地域活動の促進を図る施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び児童館との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。その際は、自治会が設置している自治会館の設置状況や地域性なども考慮します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

## 12 児童館

課題	<p>児童館は、今後、施設利用の対象者である 18 歳未満の人口が減少することが見込まれます。</p> <p>また、児童館の利用状況については、児童館ごとに異なり、主たる利用者である小学生に加え、乳幼児とその保護者の利用が増加傾向にあるなど、利用者ニーズに対応した施設の在り方を検討する必要があります。</p> <p>児童館 38 館のうち、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された 17 館については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>さらに、宮の里児童館は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>児童館は、児童福祉法及び条例に基づく児童厚生施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。</p> <p>また、児童数の減少及び高齢者の増加を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

### 13 福祉施設

課題	<p>老人福祉センター寿荘は、厚木シティプラザの供用廃止が予定されていることから、他の公共施設への機能移転を検討する必要があります。</p> <p>生きがいセンターは、築 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>保健福祉センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>福祉施設は、市民の健康の向上及び福祉の増進を図る施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、老人福祉センター寿荘は、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの活動の場として、主に市内に居住する 60 歳以上の方が利用する施設であることから、中心市街地に立地し、市民の健康の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置した保健福祉センター等への機能の移転を検討します。</p> <p>生きがいセンター及び保健福祉センターについては、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

## 14 保育所

課題	<p>近年、保育所の需要は増加し続け、「待機児童の解消」、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」など多様化する保育ニーズへの対応が求められています。さらに、近年多発している風水害等の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。</p> <p>全ての保育所は、築 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>また、保育所については、バリアフリー法の基準に適合した整備が求められていることから、適切な対応が必要です。</p> <p>さらに、相川保育所は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>保育所は、保護者の委託を受け、保育を必要とする乳児又は幼児を保育する施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>バリアフリー法の基準への適合を含め、機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。</p> <p>保育所については、「保育所民営化基本計画」に基づき、民営化の取組を進めてきましたが、同民営化基本計画策定以降、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。こうした状況を踏まえ、公立保育所の今後の管理運営体制について、保護者や関係者の意見を伺いながら検討を行います。</p>

## 15 消防署所及び器具置場

課題	<p>消防署所及び器具置場は、市民の生命、身体及び財産を守るための重要な施設であり、消防・防災拠点として機能を維持していく必要があることから、計画的な施設の建て替え及び長寿命化に取り組む必要があります。</p>
今後の方向性	<p>消防署所は、「消防署所適正配置計画」に基づき、厚木市消防本部管轄区域全体における2署7分署体制を継続します。また、消防・防災拠点としての機能を保持するため、計画的な予防保全による維持管理及び建て替えを検討します。</p> <p>器具置場は、地域の防災拠点としていることから、木造の建物は、耐震性に優れている鉄骨造への建て替えを進めます。</p>

## 16 集会施設

課題	<p>集会施設は、4施設のうち、築30年を経過する施設が3施設（白山集会所、旭町4丁目ミニデイ等実施会場、岡田集会所）あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>また、旭町4丁目ミニデイ等実施会場は、倉庫として整備された施設を転用して活用しており、今後の在り方について検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>集会施設は、地域におけるコミュニティ活動を支援する施設であることから、今後も機能を継続します。</p> <p>類似の機能を有する公民館や老人憩の家等との複合化等について検討します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

## オ 公共施設最適化実現の短期的取組（基本計画 P 123）

本計画では、当初 10 年間（平成 27（2015）～令和 6（2024）年度）における「公共建築物の施設類型別の具体的な取組内容・スケジュール」を定めていますが、これらの内容については、個別施設計画に位置付けることとします。

このため、本計画では、令和 3（2021）～14（2032）年度までの 12 年間に取り組む対象施設を位置付けるため、次のとおり修正します。

令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で、次の 46 施設 47 棟の整備に取り組みます。

なお、適正配置の検討や対応方針、整備スケジュールについては、個別施設計画に位置付ける第 1 期短期再編プログラムで示します。

表：令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で取り組む対象施設一覧

施設類型	施設数	棟数	対象施設
小・中学校	12施設	15棟	依知南小学校 中央棟、緑ヶ丘小学校 東棟・西棟、北小学校 南棟、小鮎小学校 南棟、依知小学校 体育館、厚木小学校 北棟・東棟、厚木第二小学校 西棟、清水小学校 北棟、南毛利中学校 体育館、睦合中学校 体育館、東名中学校 南棟、小鮎中学校 北棟・体育館
学校給食センター	1施設	1棟	北部学校給食センター
生涯学習施設	2施設	1棟	子ども科学館（厚木シティプラザ）、中央図書館（厚木シティプラザ）
公民館	2施設	2棟	厚木北公民館、睦合南公民館
スポーツ施設	2施設	2棟	水泳プール 更衣室・機械室・管理事務所、ふれあいプラザ
庁舎等施設	1施設	1棟	市庁舎
老人憩の家	1施設	1棟	長坂老人憩の家
児童館	6施設	6棟	三田児童館、愛甲原児童館、上荻野児童館、戸室児童館、厚木北児童館、藤塚児童館
福祉施設	1施設	(1棟)	老人福祉センター寿荘（厚木シティプラザ）
保育所	2施設	2棟	小鮎保育所、南毛利保育所
消防署所及び器具置場	16施設	16棟	厚木消防署本署、厚木消防署南毛利分署、厚木消防署相川分署、消防団第2分団第1部器具置場、消防団第2分団第2部器具置場、消防団第2分団第5部器具置場、消防団第2分団第8部器具置場、消防団第5分団第2部器具置場、消防団第5分団第3部器具置場、消防団第6分団第5部器具置場、消防団第7分団第2部器具置場、消防団第7分団第6部器具置場、消防団第7分団第9部器具置場、消防団第8分団第1部器具置場、消防団第8分団第5部器具置場、消防団第8分団第6部器具置場

## カ フォローアップの実施体制等（基本計画P124）

フォローアップの実施体制等に、計画の推進に当たっての留意事項として予算の平準化に関する検討、行政サービスの広域連携領域の拡大を位置付けていますが、これに加え、事務の効率化や経費の削減に向けた取組を位置付けるため、次のとおり修正します。

これまで施設ごとに個別に発注してきた公共施設に係る保守点検等を一括で取りまとめ民間事業者に委託する包括管理委託について検討を進めます。

包括管理委託では、事業者により施設類型や地区等の単位で、定期点検等の業務を包括的に委託することにより、施設の点検仕様及び品質管理の向上が図られるほか、市の契約事務等を含めたトータルコストの縮減が見込まれます。